いじめによる重大事態発生後の流れ(私立学校の場合)

1 根拠

2 定義(法律・条例)

(1) いじめ

同じ学校など一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 重大事態(疑いを含む。)

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
- ② いじめによる児童生徒が相当の期間(概ね30日)学校を欠席することを余儀なくされていること。

(3) 重大事態への対処

いじめのうち重大事態について、学校の設置者又は学校は、当該事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、いじめ防止対策推進法第 28 条に定める組織(第三者等を含む)を設置し調査を行う。

3 知事が再調査を行わせる組織(条例)

「北海道いじめ調査委員会」

- ・知事の附属機関であり、委員は5名。
- ・学校法人又は私立学校(道立学校の場合は北海道いじめ問題審議会*)が行った調査の 結果に対する再調査を行う。
- ・知事が再調査を行わせる際には、事前に意見を聴かなければならない。
- ※「北海道いじめ問題審議会」
 - ・道教委の附属機関であり、委員は10名。
 - ・道立学校で発生した重大事態について、調査を実施する。

(イメージ図)

